

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(再支給) 必要書類一覧表

提出書類等		具体的な書類例	確認欄
①	本支援金の再支給申請書	申請書(様式1-4)	
②	再申請時確認書	申請時確認書(様式1-5)	
③	世帯の人数を確認できる書類【世帯全員分】	本人確認書類のコピー または 住民票の写し ※本人確認書類とは、運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証等	
④	収入が確認できる書類の写し【世帯全員分】	給与明細書、売上・経費の分かる台帳、雇用保険受給資格証明書、公的年金、児童扶養手当等各種手当の振込記録(預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ等)	
⑤	金融資産が確認できる書類の写し【世帯全員分】	金融資産関係書類(世帯員全員の、申請日時点の記帳済みの通帳写し)	
⑥	求職活動 または 生活保護を申請していることが分かる書類	・公共職業安定所の求職番号記載 ・地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称と申込み日時の記載 ・受領印付きの生活保護申請書の写し	
三田市以外で初回申請されている場合の提出書類等		具体的な書類例	確認欄
⑦	自立支援金の初回支給の確認書類	自立支援金の初回の振込状況がわかる通帳の写し	
⑧	振込先口座の確認	振込先口座の金融機関コード、支店番号、口座名義人等の分かる書類(通帳の写し等)	

### 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

(1) 公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと(具体的には下記①～③)

① 月1回以上、自立支援機関の面接等の支援を受ける(様式別紙4)

② 月1回以上、公共職業安定所での職業相談を受ける(様式別紙5)

③ 原則月1回以上、求人先への応募を行うまたは求人先の面接を受ける(様式別紙6)

※ ①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者にお知らせします。

(2) 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活維持が困難と見込まれる場合は生活保護の申請を行うこと